

# 平成 29 年度 信州型住宅リフォーム助成金

長野県では、工事費の **20%**まで、最大 **40** 万円（移住世帯は **50** 万円）を助成し、**住宅の性能向上リフォーム**を推進しています。

対象工事は省エネルギー化、バリアフリー化、県産木材使用など。子育て世帯や移住世帯は助成額が増額されます。

冬場の寒さは快適性、健康性に悪影響があり、脱衣・入浴時と就寝・起床時は特に影響が大きいといわれます。

助成金をうまく活用してリフォームし、快適・健康に暮らし、住宅を長く大切に使いましょう。

## 助成対象者

住宅をリフォームする方で、次のいずれかに該当する方

- 県内に居住する方<申請区分：一般型>
- 県外から県内に移住<sup>※</sup>する（した）方<申請区分：移住促進型>  
（※対象期間：交付申請日の属する年度の前年度の4月1日～実績報告日）

## 助成対象住宅

次のいずれにも該当する住宅（住宅部分が1/2以上の店舗等併用住宅を含む）

- 県内に所在する住宅
- 申請者が自ら居住または所有する住宅

## 助成額・助成対象工事

助成額 次の金額のうち最も小さい額（1,000円未満切捨て）

- 工事内容に応じた下表の金額の合計額
- 総工事費の **20%**
- 40万円**または**50万円**  
（一般型）（移住促進型）

助成対象工事 県内事業者が施工する総工事費 **50万円**以上の次のリフォーム工事

### ◆必ず実施していただくリフォーム

対象室（いずれか一方）	・浴室と脱衣所	・寝室
対象工事（両方必須）	外気等に接する壁・床・天井・屋根の <b>10㎡以上</b> を断熱改修 （改修部分の合計面積で可）	外気等に接する <b>すべての建具の断熱性能を確保</b> （既に断熱性能がある建具の改修は不要）
助成単価	2,000円/㎡	15,000円/箇所
断熱性能の基準	建築物省エネ法の仕様基準（平成28年国土交通省告示第266号）を引用	

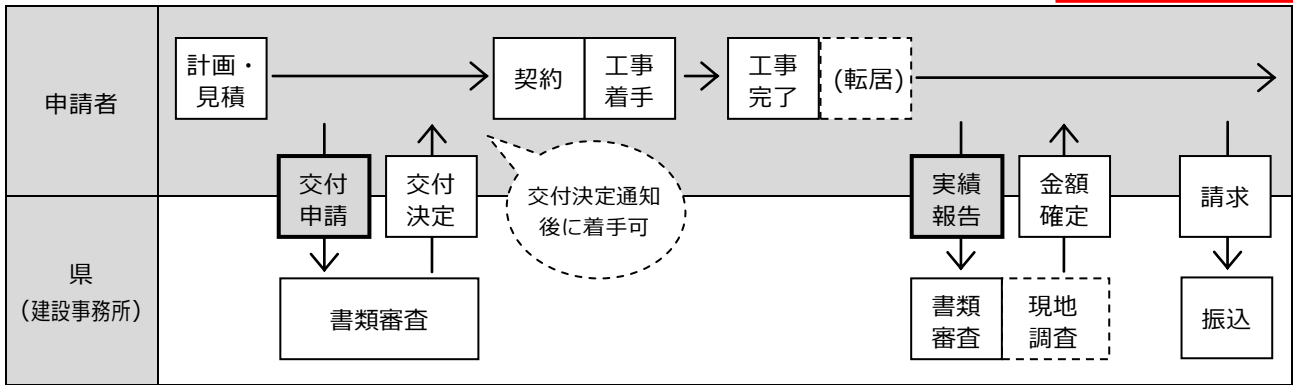
### ◇あわせて実施すると助成額が加算されるリフォーム等

加算区分	対象工事等	助成単価
①省エネ	ア （上記「必ず実施していただくリフォーム」対象室以外で） 外気等に接する壁・床・天井・屋根を断熱改修	2,000円/㎡
	イ （上記「必ず実施していただくリフォーム」対象室以外で） 外気等に接する建具を断熱改修	15,000円/箇所
②バリアフリー	ア 床の段差を解消（勾配1/12以下のスロープ設置）	2,000円/箇所
	イ 出入口の幅を拡張（通行上有効な幅を750mm以上確保）	10,000円/箇所
	ウ 便器の取り替え（和式から洋式に）	50,000円/箇所
	エ 便所または浴室の面積を拡大 （便所：内法1,100×1,300mm または、洋式便器と前方・側方の壁の距離500mm 浴室：短辺内法1,400mmかつ内法面積2.5㎡）	50,000円/箇所
③県産木材	ア 仕上げ用板材または合板を使用	2,000円/㎡
	イ ア以外の材を使用	5,000円/㎡
④瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険に加入	10,000円
⑤子育て世帯	子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が同居	50,000円
⑥移住世帯	県外から県内に移住（申請区分：移住促進型）	100,000円

◎ 詳細は「信州型住宅リフォーム助成金交付要綱」、「信州型住宅リフォーム助成金交付取扱要領」をご確認ください。

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」、「住宅ストック循環支援事業」など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。

**申請手続きの流れ**



**募集期間** <いずれも、H29 年度中に着手するリフォームが対象>

工事完了の時期	～H30.3.31	H30.4.1～H31.3.31
募集期間*	H29.4.15～H30.2.15	H29.12.1～H30.3.15

\* 先着順で助成対象を決定し、予定額に達した時点で募集を終了します。

**申請に必要な書類**

<p><b>交付申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第 1 号）</li> <li><input type="checkbox"/> 付近見取図</li> <li><input type="checkbox"/> 工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等</li> <li><input type="checkbox"/> 工事費見積書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 工事箇所ごとの工事着手前の写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 【加算④を適用する場合】 リフォーム瑕疵保険の加入に係る見積書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 【加算⑥を適用し、交付申請日に県内に居住している場合】 住民票の写しの原本（発行後 1 か月以内）</li> <li><input type="checkbox"/> 【申請者が自ら所有する住宅でない場合】 リフォーム工事实施に係る同意書（様式第 2 号）</li> </ul>
<p><b>実績報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 実績報告書（様式第 5 号）</li> <li><input type="checkbox"/> 工事請負契約書または工事注文請書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 領収書、金融機関振込依頼書の写し等</li> <li><input type="checkbox"/> 工事箇所ごとの工事完了後の写真</li> <li><input type="checkbox"/> 隠蔽部分の工事内容が確認できる工事中的写真または出荷証明書・納品書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 【加算③を適用する場合】 信州木材認証製品出荷証明書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 【加算④を適用する場合】 リフォーム瑕疵保険の証券の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 【加算⑤を適用する場合】 住民票の写しの原本（本人及び子ども。発行後 1 か月以内）</li> <li><input type="checkbox"/> 【加算⑥を適用し、交付申請日に県内に居住していなかった場合】 住民票の写しの原本（発行後 1 か月以内）</li> </ul>

◎ 申請書類の様式は、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

**申請・お問い合わせ先**

申請対象の住宅の所在地を管轄する**建設事務所の建築担当課**が受付窓口です。

名称	電話番号	名称	電話番号
佐久建設事務所建築課	0267-63-3160	木曽建設事務所整備・建築課	0264-25-2229
上田建設事務所建築課	0268-25-7142	松本建設事務所建築課	0263-40-1935
諏訪建設事務所建築課	0266-57-2923	大町建設事務所整備・建築課	0261-23-6524
伊那建設事務所建築課	0265-76-6830	長野建設事務所建築課	026-234-9530
飯田建設事務所建築課	0265-53-0468	北信建設事務所建築課	0269-23-0220

**関連する取組のご案内**

信州木材認証製品（信州木楽ネット） 信州木材認証製品センター（電話 026-226-1471）  
県産木材の活用に取り組む林業者、取扱店、工務店、設計事務所等の情報を提供しています。

ECOCO（長野県産材 CO<sub>2</sub> 固定量認証制度） 長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室（電話 026-235-7266）  
木の家は第 2 の森林。環境にやさしい住宅として P R できます。

信州 ACE（エース）プロジェクト 長野県健康福祉部健康増進課（電話 026-235-7112）  
世界で一番の健康長寿を目指して、健康づくり県民運動を展開しています。

**信州型住宅リフォーム助成金の詳しい情報はこちら**  
 長野県建設部建築住宅課企画係 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
 電話 026-235-7339 FAX026-235-7479 電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shien/reform/index.html>